

2017年4月6日
日本消費者教育学会
関東支部長 神山久美

公開講演会のお知らせ

日本消費者教育学会関東支部では、6月に公開講演会を開催いたします。
会員以外の一般の方も参加できますので、以下の通り、お知らせ申し上げます。
ご希望の方は、ぜひともご出席願います。

記

1. 日 時： 2017年6月3日（土）13：00～14：30（受付12：30～）
2. 会 場： 大東文化会館 4階-K401・402 研修室
〒175-0083 東京都板橋区徳丸2-4-21
（東武東上線 東武練馬(大東文化大学前)駅北口下車徒歩5分）
3. 演 題： 『今なぜ公益通報者保護法を改正するのか～現場から見る課題～』

<講演概要>

「正義の訴えをする人を守るのではなく、勤務先への通報に誘導する法律ではないか」。公益通報者保護法について、通報経験者が語った言葉である。

報道機関の現場にいと、2006年の法施行前より、不正の告発は減った気がしてならない。

講師も属した消費者庁の「公益通報者保護制度の実効性に関する検討会」が昨年12月、法改正の方向性に関する最終報告書をまとめたが、事業者の抵抗もあり、法改正は予断を許さない。

事例を通して、日本社会に今なぜ、法改正が必要なのか、会場全体で考えたい。

4. 講師： 読売新聞大阪本社 編集委員 井手裕彦（いで ひろひこ）氏

<講師経歴>

京都大学文学部卒業、1978年4月、読売新聞大阪本社入社。社会部次長、論説委員、運動部長、編集局次長を経て、2012年6月から編集委員。

記者生活39年の大半を、隠された不正の告発に対処する調査報道に従事。社会部時代、調査報道担当キャップ、デスクを務めたほか、2006年の公益通報者保護法制定時には、論説委員として、法の問題点や運用の課題を指摘する記事を執筆した。

実際に内部告発の通報を受けたり、告発者の情報をもとに裏付け取材を進めたりした経験が長く、2014年10月、報道機関の実務者代表として、公益通報者保護制度に関する消費者庁の意見聴取に応じ、2015年6月から、「公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会」委員を務めた。

また、新聞社の仕事の傍ら、2012年から大学の講義も担当し、京都大学公共政策大学院非常勤講師、大阪大学大学院国際公共政策研究科非常勤講師などを経て、2014年9月から大阪府堺市の羽衣国際大学客員教授。「ジャーナリズム論」の講義の中で、社会を変える内部告発の意義と、告発者を守るための法制度の整備の必要性を説いている。